

令和4年 鳥取市教育委員会 7月定例会 会議録

1 日 時 令和4年6月30日(木) 13時30分 から

2 場 所 鳥取市役所本庁舎 6階 第4会議室

3 出席者

教育長 : 尾室 高志
教育長職務代理者 : 藤井 喜臣
委員 : 前田 哲雄
委員 : 山脇 彰子
委員 : 畑 千鶴乃

[事務局]

副教育長 : 岸本 吉弘
次長兼教育総務課長 : 横尾 賢二
次長兼学校教育課長 : 安本 雅紀
生涯学習・スポーツ課長 : 須崎 ひとみ
文化財課長 : 佐々木 敏彦 学校保健給食課長 : 山根 ちはる
中央図書館長 : 長本 次郎 教育センター所長 : 安田 直人
学校教育課参事兼指導係長 : 浅見 康陽
学校教育課参事 : 平戸 由美
教育総務課長補佐 : 小清水 晃子

[傍聴者] なし

4 会議次第

○行事報告及び行事予定について [教育総務課]

【審議案件】

- (1) 議案第6号 鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について [生涯学習・スポーツ課]
- (2) 議案第7号 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について [生涯学習・スポーツ課]
- (3) 議案第8号 鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部改正について [生涯学習・スポーツ課]

【報告事項】

- (1) 地区公民館の多様な活用に向けた検討状況について [生涯学習・スポーツ課]
- (2) 新登録の国登録有形文化財(建造物)について [文化財課]
- (3) 学校・児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の対応について [学校教育課]

【先回定例会の議事録】

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
 - [8月] 令和4年8月31日(水) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室
 - [9月] 令和4年9月27日(火) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

5 会議概要

13時30分 開会
尾室教育長 あいさつ

- 行事報告及び行事予定について
教育総務課長 (資料に基づき説明する。)

【審議案件】

- (1) 議案第6号 鳥取市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について
生涯学習・スポーツ課長 (資料に基づき説明する。)

※原案のとおり承認された。

- (2) 議案第7号 鳥取市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
生涯学習・スポーツ課長 (資料に基づき説明する。)

※原案のとおり承認された。

- (3) 議案第8号 鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
生涯学習・スポーツ課長 (資料に基づき説明する。)

※原案のとおり承認された。

【報告事項】

(1) 地区公民館の多様な活用に向けた検討状況について

生涯学習・スポーツ課長（資料に基づき説明する。）

【質問】

(前田委員)

協働のまちづくり推進本部会議、市民自治推進委員会についてもどういった会なのか簡単にご説明していただけますか。

(生涯学習・スポーツ課長)

協働のまちづくり推進本部会議というのは、鳥取市の幹部で構成されている会議でございますし、市民自治推進委員会は協働推進課で協働のまちづくりに関する審議等を行っているものになります。

(前田委員)

外部の方もおられるのですか。

(生涯学習・スポーツ課長)

はい、そうです。

(前田委員)

こういった動きは全県的にあるものなのでしょうか。

(生涯学習・スポーツ課長)

はい。公民館という名前ではなくて、まちづくりセンターですとか市民交流センターという名前で、公民館にしてしまうとかなり縛りがありますので、名称を変えて市長部局の方でもっているというケースが増えてきています。

(前田委員)

倉吉市や米子市の職員録を見ますと、公民館という名前で出ていますが、これが教育委員会から離れたら、この教職員録から消えるということですか。

(生涯学習・スポーツ課長)

公民館という名前ではなくなるとはと思いますが、直営でやっているものにつきましては職員録へものってきます。今のところ所管が変わりましても直営で行う予定ですので職員録の方にも名前が載ってくると思います。

(前田委員)

地区公民館が市長部局へということでしたが、中央公民館はどうなりますか。

(生涯学習・スポーツ課長)

中央公民館につきましては、今のところ引き続き教育委員会で所管する予定です。

(藤井委員)

実際公民館へ行ってみても、公民館というのは社会教育生涯教育活動の拠点というのがもともとのスタートだと思いますが、実際は地域もだいぶ高齢化してしまし

て、福祉や防災の集まりなどさまざまなことで使用していますので、たしかに教育委員会よりももう少し幅広く、市長部局にお渡しすることがやむを得ないかなと思っておりますし、本当でしたら子育てサークルなどにも利用できたらよいのですが、少子化によってなかなかそういった活動ができない地区もあります。地区によってはそういったこともあるのかなと思います。

それから、2番の利用制限の話も、地域の方の利用を、例えば、県の体育館であれば、1年前に使用する団体に必ず事前調整して、優先的に使っていただいて、空いたところで利用していただくというようなやり方をしていますので、やり方はいろいろあるのではないかなと思います。

また、広域利用の話がおそらくこれから出てくるのではないかなと思います。ほとんど旧小学校単位で公民館がありますが、今後学校の統合などさまざまなことが変わっていく中で、公民館の大きさがもう少し大きくなった方が利用しやすいところもあるのではないかなと個人的に思っております。それからお金の面では、今、支払いもそこで払わないといけないということが絶対ではないので、市長部局に移ったら例えば公民館ではなく所管課の方でお金のやり取りをしてもらうですか、様々な方法があると思いますので、負担が少ないようにしていただければよいかなと思います。

(畑委員)

意見です。そういった流れの中で今の時代に則して変えていくということは、お聞きしている中で私も学ばせていただいておりますし、その方向性で良いのではないかと私自身も思います。私自身、鳥取市の別の課の皆さんと一緒に子どもの貧困にまつわる実態調査をさせていただいた際、鳥取市の子どもたちに、普段どこの施設なり場所なりを放課後等に利用しますかというようなアンケートをとりました。これまでこの貧困実態調査を2回行ってありますが、2回とも公民館の利用というのが、子ども側からあまりあがってこなかったのが私の中での課題と言いますか、どこの地域にも必ず子どもたちの傍にあるのにもかかわらず、そしてそこが子どもたちにとってきっと有効に使われる、とても大切になるであろう場所にもかかわらず、実際には子どもたちが使えていないという現実があります。それは2回の調査ともにそうでした。子どもたちが実際には利用できないという実態がありました。ですので、何か子どもたちが利用しやすいプログラムなり活動なりを地域主体で起こしていただく、そのまさに拠点であってほしいと思いますし、そう考えたときに、やはり人が育つまちとしての拠点、生涯教育という視点はたとえ所管が変わったとしても忘れないでいてほしいかなと思います。やはり人が育つ拠点としての公民館と言いますか、コミュニティセンターであり続けるという生涯教育の視点を外してしまっただけでは、その場所は何のためになるのだろうという、子どもたちがそれを教えてくれたのではないかなと思います。

(生涯学習・スポーツ課長)

ありがとうございます。生涯教育の視点というのは引き継いでいきたいと思っておりますし、子どもたちに対する公民館事業もこれから幅広くしていきたいなと思っております。現在、ちょうど夏休みというのが地区公民館の方でも子どもたちを集める、子どもたちに地区公民館に来てもらえる絶好の機会だということがありまして、夏休み企画というのをたくさん各地区公民館で工夫を凝らしながらつくっていております。そういったことをきっかけに子どもたちが地区公民館に集まるようになれば良いなと思っているところです。

(畑委員)

子どもたちの足でアクセスしやすい場所にあるというのが鳥取市の公民館の何よりの良さだと思います。どの段階の子どもたちにとっても集いやすいような公民館になってほしいなと思います。

(山脇委員)

公民館というのは町内の人たちが利用するというのがありますが、最近町内会に入らないという方が、特に新しくできた団地などでは多いようです。そういったところも、これまでは地区公民館の館長さん、町内会長さんなどが非常に苦勞して人集めをしたり、いろいろなイベントの企画をしたりしてくださっていたのですが、教育委員会を外れて市長部局に入るのであれば、そういったところも少し考えてほしいなと思います。

(尾室教育長)

実際に鳥取市の町内会、自治会の加入率は60%くらいでして、特に街中ではほとんどが50%を切っているような状況です。ですから約半数は町内会に入っていないというような状況です。それは非常に大きな問題といたしますか、市が取り組まなければいけない課題です。所管は協働推進課になっておりまして、そこが一生懸命取り組んでいるところではあります。加入というよりも、そういった緩やかなつながりといいますか、町内の一斉清掃ですとかごみ集積場の管理など、町内会費を払ってなくても上手く対立しない方法で取り組みを進めておられると思いますが、現実問題、なかなか上手くいっていないところもあるようです。

(2) 新登録の国登録有形文化財（建造物）について

文化財課長（資料に基づき説明する。）

【質問】

(山脇委員)

こういったものは最初に地域の方が申請されるのですか。

(文化財課長)

基本的には市が申請という形になります。所有者の方の同意を得たうえで、ヘリテージマネージャーという方が各地におられるのですが、これは建築士会の中で文化財に関心のある方が県の講座を受けて資格を取られおり、この方たちが調書をつ

くるのですが、その作成は所有者の方をお願いして、作成依頼をしていただきます。その調書を受けて市が国に申請するというものです。

(藤井委員)

以前、用瀬の山で神社が焼けたことがあったと思いますが、それは該当しますか。

(文化財課長)

三角山神社は市の指定文化財でしたのでまた別のものになります。

- (3) 学校・児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の対応について
学校教育課長（資料に基づき説明する。）

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について

[8月] 令和4年8月31日(水) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第5会議室

[9月] 令和4年9月27日(火) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

教育長 以上で7月定例教育委員会を終了します。

閉会 14時30分